

経済産業省

20240325貿局第2号
輸出注意事項2024第7号
輸入注意事項2024第4号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1、別紙2及び別紙3中2に係る改正規定 令和6年4月1日
- 二 別紙3中7に係る改正規定 令和6年5月19日

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 代理者による電子申請の手続 (1) 申請者本人は、輸出規則第1条の3第1項、輸入規則第2条の3第1項又は貿易外省令第1条の3第1項の規定によりあらかじめ届け出た者を代理者として、電子申請を行わしめることができる（8の包括許可及び9の包括輸出承認の電子申請については、経済産業大臣が、必要があると認めるときに限る。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続 (1) 一般包括輸出承認の電子申請 ①～④ (略) ⑤ 一般包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括輸出承認取扱要領2(4) <u>(イ) から (ハ) までに規定する書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>⑤の書類の原本の提出を求められた場合には</u>、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。</p> <p>⑦ 申請者本人は、一般包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 代理者による電子申請の手続 (1) 申請者本人は、輸出規則第1条の3第1項、輸入規則第2条の3第1項又は貿易外省令第1条の3第1項の規定によりあらかじめ届け出た者を代理者として、電子申請を行わしめることができる（8の包括許可及び9の包括承認の電子申請については、経済産業大臣が、必要があると認めるときに限る。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続 (1) 一般包括輸出承認の電子申請 ①～④ (略) ⑤ 一般包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括承認取扱要領2(4) <u>①(ロ) から (ニ) までに規定する書類を郵送若しくは提出又は当該書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>⑤の書類を提出する場合には</u>、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。</p> <p>⑦ 申請者本人は、一般包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、<u>次のいずれかの方法によるものとする。</u> <u>(イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたフ</u></p>

⑧ ⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(2) 特定包括輸出承認の電子申請

①～④ (略)

⑤ 特定包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括輸出承認取扱要領3(4)(イ)から(ハ)までに規定する書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥ ⑤の書類の原本の提出を求められた場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

⑦ 申請者本人は、特定包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

⑧ ⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(3) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の変更の申請

① (略)

② 申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の内容の変更

ファイルに記録する。

(ロ) 整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。

⑧ ⑥及び⑦(ロ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(2) 特定包括輸出承認の電子申請

①～④ (略)

⑤ 特定包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括輸出承認取扱要領3(4)(イ)から(ハ)までに規定する書類を提出又は当該書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥ ⑤の書類を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

⑦ 申請者本人は、特定包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ロ) 整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。

⑧ ⑥及び⑦(ロ)郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(3) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の変更の申請

① (略)

② 申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の内容の変更

の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、(1) 及び (2) に規定するところに準ずるものとする。

(4) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請

申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の電子申請の取扱いは、(1) 及び (2) に規定するところに準ずるものとする。

10～13 (略)

14 経済産業大臣の許可等手続

(1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報、電子包括許可情報又は電子包括輸出承認情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、15 (1) ②若しくは③、15 (2) ②若しくは③、16 (1) ②若しくは③、16 (2) ②若しくは③又は17 (1) ②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあつては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、9に規定する包括輸出承認申請については、書面による一般包括輸出承認証及び特定包括輸出承認証の交付は行わない。

(2)・(3) (略)

の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、(1) に規定するところに準ずるものとする。ただし、20 (1) の規定により分割交付された一般包括輸出承認証（以下「分割承認証」という。）を書面で交付された場合にあつては、当該分割承認証を貿易審査課に返還するものとする。

(4) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請

申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の電子申請の取扱いは、(1) に規定するところに準ずるものとする。

10～13 (略)

14 経済産業大臣の許可等手続

(1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報、電子包括許可情報又は電子包括承認情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、15 (1) ②若しくは③、15 (2) ②若しくは③、16 (1) ②若しくは③、16 (2) ②若しくは③又は17 (1) ②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあつては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、9に規定する包括承認申請については、書面による特定包括承認証の交付は行わない。

(2)・(3) (略)

15～18 (略)

(削除)

19・20 (略)

別紙参考様式第1 (略)

別紙様式第1～別紙様式第4 (略)

別紙様式第5 削除

(以下略)

15～18 (略)

19 一般包括輸出承認の分割交付
(略)

20・21 (略)

別紙参考様式第1 (略)

別紙様式第1～別紙様式第4 (略)

別紙様式第5

包 括 輸 出 承 認 証

(略)

(以下略)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
記		記	
《輸出・役務取引》		《輸出・役務取引》	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（ <u>バーゼル・廃掃法</u> ）の申請項目	別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（バーゼル）の申請項目
(略)	(略)	(略)	(略)
《輸入》		《輸入》	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第10	輸入 <u>2の2号</u> 承認申請様式の申請項目	別表第10	輸入承認申請様式の申請項目
(略)	(略)	(略)	(略)
《包括》～《マスターコード》（略）		《包括》～《マスターコード》（略）	
別表第1～4	(略)	別表第1～4	(略)
別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（ <u>バーゼル・廃掃法</u> ）の申請項目（特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係）	別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（バーゼル）の申請項目（特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係）
別表第6～9	(略)	別表第6～9	(略)
別表第10	輸入 <u>2の2号</u> 承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6(1)及び(3)関係）	別表第10	輸入承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6(1)及び(3)関係）
別表第11～19	(略)	別表第11～19	(略)

別表第20 汎用申請様式の申請項目（特定手続等運用通達10 関係）

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	汎用申請区分	●	英数字	2	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の <u>統括・該非確認責任者変更届</u> 13: CP新規届出 14: CP内容変更届出/取下げ届出 15: CP/CL受理票の記載事項変更届出 16: CL提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出/取下げ届出 18: バーゼル移動書類届出等 19: バーゼル・廃掃法届出等 20: ワシントン条約の	

別表第20 汎用申請様式の申請項目（特定手続等運用通達10 及び19 関係）

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	汎用申請区分	●	英数字	2	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の <u>分割交付依頼書</u> 13: CP新規届出 14: CP内容変更届出/取下げ届出 15: CP/CL受理票の記載事項変更届出 16: CL提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出/取下げ届出 18: バーゼル移動書類届出等 19: バーゼル・廃掃法届出等	

					輸出許可書等申請等（洋上輸出関係）						20: ワシントン条約の輸出許可書等申請等（洋上輸出関係）	
2	(略)	(略)	(略)	(略)			2	(略)	(略)	(略)		
3	<u>NACCS申請したもの</u>	■	<u>英数字</u>	1	<u>「履行報告等対象許可承認証等番号」がNACCSにて電子申請して交付されたライセンスの場合には、必ず「チェック（レ）」をすること（NACCSにて申請され交付されたライセンスが電子、書面あるいは書面へ切り替えられたものかは問わない）。</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
4	<u>申請窓口</u>	■	<u>英数字</u>	3	<u>次の（1）または（2）の場合にのみ、履行報告を提出する申請窓口（別紙1（部署コード表）を1つ入力すること。</u> <u>（1）汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したもの」がチェックなしの場合</u> <u>（2）汎用申請区分が「05」であって、「NACCS申請したもの」がチェックありの場合</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

5	<u>輸出令別表第1項番</u>	■	<u>英数字</u>	20	<u>履行報告を行うライセンスが輸出貿易管理令別表第1の場合であって、次の(1)または(2)の場合にのみ入力すること。</u> <u>(1) 汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したも</u> <u>の」がチェックなしの場合</u> <u>(2) 汎用申請区分が「05」で、かつ、「NACCS申請したも</u> <u>の」がチェックありの場合</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
6	<u>外為令別表項番</u>	■	<u>英数字</u>	20	<u>履行報告を行うライセンスが外為令別表の場合であって、次の(1)または(2)の場合にのみ入力すること(なお、「輸出令別表第1項番」を記載した場合は記載は不可)。</u> <u>(1) 汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したも</u> <u>の」がチェックなしの場合</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

					合 <u>(2) 汎用申請区分が「05」で、かつ、「NACCS申請したも の」がチェックありの場合</u>								
7	<u>仕向地・提供地（国コード）</u>	■	<u>英数字</u>	2	次の（1）または（2）の場合にのみ入力すること。 <u>(1) 汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したも の」がチェックなしの場合</u> <u>(2) 汎用申請区分が「05」で、かつ、「NACCS申請したも の」がチェックありの場合</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
8～ 13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								

別表第21～23 (略)

別表第24 添付書類等追加申請様式の申請項目（特定手続等運用通達5
 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び(3)⑤(イ)、6 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び
 (3)⑤(イ)、7 (1)⑦(イ)及び(2)⑤(イ)、8 (1)⑤(イ)、(2)⑦イ及び
 (3)⑦(イ)、9 (1)⑦及び(2)⑦、15 (1)③(ロ)、(2)③(ロ)及び(3)③(ロ)、
 16 (1)③(ロ)及び(2)③(ロ)、17 (1) ③(ロ) 並びに 18 (1)③(ロ)関係

別表第21～23 (略)

別表第24 添付書類等追加申請様式の申請項目（特定手続等運用通達5
 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び(3)⑤(イ)、6 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び
 (3)⑤(イ)、7 (1)⑦(イ)及び(2)⑤(イ)、8 (1)⑤(イ)、(2)⑦イ及び
 (3)⑦(イ)、9 (1)⑦(イ)及び(2)⑦(イ)、15 (1)③(ロ)、(2)③(ロ)及び
 (3)③(ロ)、16 (1)③(ロ)及び(2)③(ロ)、17 (1) ③(ロ)、18 (1)③(ロ)
並びに 19 (1)③(ロ)関係

別表第 2 5 (略)

別紙 1 ~ 1 2 (略)

別表第 2 5 (略)

別紙 1 ~ 1 2 (略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締約国等 アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、<u>大韓民国</u>、キルギス、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、ジンバブエ、欧州原子力共同体</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締約国等 アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、<u>韓国</u>、キルギス、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、ジンバブエ、欧州原子力共同体</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含</p>

む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

8～11 (略)

む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

8～11 (略)